

協会員に対する処分及び勧告について

2024年9月18日

日本証券業協会

本協会は、本日、下記のとおり、法令等違反の事実が認められた協会員に対し、定款第28条第1項の規定に基づく処分及び同第29条の規定に基づく勧告を行いました。

記

○ 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

1. 事実関係

(1) 銀証間における不適切な顧客情報の共有等

ア 銀証間における不適切な顧客情報の共有等

金融商品取引法第44条の3第1項第4号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第153条第1項第7号において、有価証券関連業を行う金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る）は、当該金融商品取引業者又はその親法人等若しくは子法人等による非公開情報の提供について、あらかじめ発行者等の書面又は電磁的記録による同意がある場合等を除き、当該金融商品取引業者の親法人等若しくは子法人等と当該発行者等に関する非公開情報を受領又は提供してはならないとされている。

しかしながら、当社の役職員は、親法人等である株式会社三菱UFJ銀行（以下「MUBK」という。）、親法人等であるモルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社（以下「MSMS」という。）との間において、法人顧客から情報共有を禁止されていること又は情報共有の同意を得ていないことを認識しながら、当該法人顧客に関する非公開情報の授受を少なくとも13回にわたって行い、これを当社社内で共有していた。また、MUBKから受領した一部の非公開情報については、当社代表取締役副社長（当時）自らが受領するとともに、当該非公開情報を利用して、引受契約の締結にかかる勧誘を行っている状況も認められた。

(主な事例1)

A社株式の売出しに関する非公開情報について、A社は役員自らが、MUBKに対し、

当社及びMSMSへの情報提供の禁止を再三伝達していた。しかしながら、当社代表取締役副社長（当時）は、当該売出しの実行時期、金額、方法等に関する情報をMUBKから受領し、これを社内関係者に共有及び社内関係者からMSMSに提供しているほか、当該売出しにおける主幹事としてのポジションを獲得するため、当該非公開情報を利用して、営業戦略を企画し、引受契約の締結にかかる勧誘を行った。

（主な事例2）

B社が予定していた企業買収に際し、買収資金に係る融資契約の締結に向けた交渉過程において、MUBKがB社より伝えられた本件買収の実施予定に関する非公開情報について、当社職員は、当該情報共有が法令違反行為であると知りながら、B社の意思に反し、MUBKから非公開情報を受領し、これを当社代表取締役副社長（当時）も含めた社内関係者に共有及びMSMSに提供した。

イ 法人関係情報の管理態勢不備

金融商品取引法第40条第2号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第1項第5号において、金融商品取引業者は、法人関係情報に係る不公正な取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなくてはならないとされている。

しかしながら、上記アのとおり、当社の役職員は、MUBK及びMSMSとの間で不適切な法人関係情報の授受を少なくとも13回にわたって行っていた。

また、社内規程に基づく適切な管理を行わないなど、法人関係情報の不適切な管理も少なくとも16件認められた。

上記ア、イの行為等は、当社役職員が、銀証間で情報の授受を行ってはならないことを認識しながら、案件獲得という当社、MUBK及びMSMSの利益を優先したものであり、当社代表取締役副社長自らが非公開情報を受領している状況が認められるなど、銀証連携ビジネスの推進にあたり、当社として法令等遵守意識が希薄であることに起因するものであり、当社においては法令等遵守態勢に不備があるものと認められる。

（2）登録金融機関による有価証券関連業の禁止を看過・助長したうえで不適切に金融商品取引契約を締結している状況

ア 登録金融機関による有価証券関連業の禁止を看過・助長したうえで不適切に金融商品取引契約を締結している状況

当社は、前回証券取引等監視委員会検査において、当社からMUBKに対して引受交渉を依頼し、MUBKが引受シェアの交渉を行ったともとれるような営業日報の記録が認めら

れるなど、MUBK が法令上禁止されている有価証券関連業務を行うことを誘発しかねない状況が認められる旨の指摘を受けていた。この際、当社は、当社担当職員に対する聞き取りを中心とした事実関係の確認のみにとどまり、メール等の検証や MUBK に対する確認を行うことなく、単に誤解を招く記載であったなどと結論づけていた。この結論を前提に、社内に対して営業日報に不適切な記載を行わないよう注意喚起が行われ、MUBK が引受交渉を行っていた旨の事実関係が営業日報に記載されない状況となっていた。このような中、以下のような事実関係が確認された。

- ① 当社役職員は、少なくとも4回、MUBK が法令違反に該当し得る有価証券の引受けに係る交渉を行っている状況につき、MUBK から報告を受けるなどして把握していたにもかかわらず、当社コンプライアンス部門に対して当該行為を報告・相談していないほか、MUBK の行員に対し、当該行為を止めるよう注意や警告をすることなく、この状況を看過・助長したうえで金融商品取引契約を締結した。
- ② 当社職員は、少なくとも3回にわたり、MUBK の行員に対し、引受交渉を要請するなど、当社職員から MUBK に対して不適切な働きかけを行っていた。
- ③ 当社職員は、MUBK が本来行うことができない引受業務を行っていること、MUBK が所定の契約条件の融資を行う場合の最低条件として当社の引受シェアを引き上げてほしい旨の抱き合わせ勧誘を行っていること、及び、MUBK により所定の契約条件の融資が行われていることを知りながら、顧客との間で引受契約を締結した。

イ 不適切な銀証連携を防止するための内部管理態勢が不十分な状況

当社は、前回証券取引等監視委員会検査において、MUBK が法令上禁止されている有価証券関連業務を行うことを誘発しかねない状況及びモニタリングが不十分な状況であった旨の指摘を受けており、改善策として、不適切な銀証連携の防止などをテーマとした研修の実施やモニタリングの強化に取り組んでいた。

しかしながら、当社コンプライアンス部署によるモニタリングが不十分であったことから、MUBK において多数の法令違反行為が行われている状況を全く把握していなかったほか、MUBK による法令違反行為が行われていた疑義のある事象少なくとも1件をモニタリングで検出していたにもかかわらず、グループ全体のコンプライアンスを担当する部署と連携し、必要な対応策を講じるなどの然るべき対応を怠るなど、MUBK の法令違反行為を看過していた。

このような当社の対応状況は、不適切な銀証連携を防止するための内部管理態勢が不十分であったと認められる。

上記のような状況は、当社経営陣において、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ

プがグループ会社間の営業連携やこれに伴うグループ収益の拡大を掲げる中で、MUBK がグループ収益の確保に向けて、法令で禁止されている引受交渉等に自ら関与するリスクの認識が希薄であったことにより発生したものと認められる。

上記（１）（２）の行為は、グループ連携に係る適正な内部管理態勢を構築・運用する責務を負っている経営陣が、その責務に照らして求められるべき認識を持たず、上記の不適切行為の発生を未然に防止するために必要な内部管理態勢を構築していないなど、経営陣によるガバナンスが十分に発揮されていないことに起因するものであり、当社においては、適切な業務運営を確保するための経営管理態勢に不備があるものと認められる。

2. 法令等適用

上記１．（１）アの行為は、金融商品取引法第 44 条の 3 第 1 項第 4 号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第 153 条第 1 項第 7 号及び第 8 号に規定する行為に該当するものと認められる。また、上記１．（１）イのような状況は、金融商品取引法第 40 条第 2 号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第 123 条第 1 項第 5 号に該当するものと認められる。

上記１．（２）のような状況は、金融商品取引法第 51 条の「公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるとき」に該当するものと認められる。また、上記１．（２）ア③については、金融商品取引法第 44 条の 3 第 1 項第 2 号で禁止されている行為に該当する。

したがって、上記１．について、定款第 28 条第 1 項第 3 号及び同項第 4 号に該当すると認められる。

3. 処分及び勧告の内容

以上のことから、三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社に対し、次のとおり処分及び勧告を行った。

（１）定款第 28 条第 1 項の規定に基づく処分

過怠金の賦課 2 億円

（２）定款第 29 条の規定に基づく勧告

- ① 本件に関して、業務の健全かつ適切な運営を確保するため、本件に係る根本的な発生原因の分析に基づき、再発防止に向けて、経営管理態勢並びに銀証連携等に係る法令等遵守態勢及び顧客情報管理態勢を含む内部管理態勢の強化を含む実効性のある業務改善計画を着実に実施すること。

② 上記について、その実施状況を書面で報告すること。

4. その他

当社は、本件について、2024年6月24日、業務改善命令の行政処分を受けている。

以 上

○ 本件に関するお問い合わせ先：規律審査部（TEL. 03-6665-6778）